

↳ 資本金の減資

Q : 当社は、最低資本金制度があった時期に設立した資本金1,000万円の株式会社です。この資本金は減資することができるのですか？

A : 最低資本金制度は撤廃されましたので、いくらでも減資することはできます。

【解説】

以前の商法では、最低資本金制度がありましたので、株式会社は1,000万円、有限会社は300万円資本金がないと会社を設立することができませんでした。

しかし、会社法になってからは、最低資本金制度が撤廃されましたので、設立時の資本金にとらわれずいくらでも減資することができます。

資本金の減少は、原則として株主総会の特別決議(総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、かつ、その2/3以上の賛成すること)が必要ですが、次の要件に該当する場合には、普通決議によることができます。

- ① 定時株主総会の決議であること
- ② 減資額がすべて欠損填補に充てられること

※欠損填補とは、資本金や準備金の減少により、欠損金(税法上の所得金額の計算上、損金が益金を超える部分の金額)を充当することをいいます。資本金の減少により、剰余金がプラスになり、分配可能額が生じるような場合は、原則どおり、特別決議が必要になります。

